

令和2年3月

お客さま各位

大和信用金庫

## 「民法の一部を改正する法律」を踏まえた各種預金規定等の改定 およびキャッシュカード規定等の電子化のお知らせ

平素は、大和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和元年12月より預金規定等の電子化を行い、最新の内容をご確認いただけるよう当金庫ホームページに掲載しております。

今般、令和2年4月施行の改正民法（債権法）をふまえ、預金規定等を改定させていただくとともに、キャッシュカード規定等につきましても電子化いたします。

つきましては、下記の各種預金規定等は当金庫ホームページにて最新の規定をご確認いただけることから、誠に勝手ではございますが、これをもちましてキャッシュカード等の送付時における規定の同封を終了させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら窓口にお申出ください。

### 記

#### 1. 改定する規定集

##### 《預金規定》

- 当座勘定規定（一般用）※
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）※
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- やましん定期性総合口座取引規定
- 納税準備預金規定
- 貯蓄預金規定
- 通知預金規定
- 各種定期預金規定
- 定期積金（スーパー積金）規定

##### 《キャッシュカード規定》

- キャッシュカード規定
- ICキャッシュカード特約
- デビットカード取引規定
- Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
- 法人キャッシュカード規定
- ローンカード規定

##### 《振込規定》

- 振込規定

（注1）今回新たに電子化を実施するのは、下線の規定が対象となります。

（注2）当座勘定規定につきましては、電子化するとともにご契約時に配布いたします。

#### 2. 開始時期

令和2年4月1日

### 3. 改定項目

- (1) 契約成立の明確化（下記①）
- (2) 各規定変更方法等の明確化（下記②）
- (3) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化（下記③）
- (4) 定期預金の期日前解約の取扱いの明確化（下記④）
- (5) 民法（相続法）にもとづく仮払い制度の明文化（下記⑤）

#### 【主な改定内容】（改訂箇所…下線部分）

##### ① 契約成立の明確化

###### （預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立するものとします。

##### ② 各規定変更方法等の明確化

###### （規定の変更）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

##### ③ 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化

###### （成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

（2）～（4）略

（5）前四項の届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

##### ④ 定期預金の期日前解約の取扱いの明確化

###### （利息）

（1）～（2）略

（2）の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

（3）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金・定期積金共通規定第3条第5項の規定により解約をする場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位未満は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入

日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。  
(以下略)

## ⑤ 民法(相続法)にもとづく仮払い制度の明文化

(預金等の解約、書替継続)

(1)～(3)略

(3)の2 前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、原則として当該名義人の共同相続人全員の同意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。なお、家事事件手続法第200条第3項の預貯金の仮取得の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

(4)略

以 上



大和信用金庫

